

羽保高第3512号

平成26年3月3日

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者

代表者 様

羽曳野市保健福祉部保険健康室

高年介護課長

**入院等によって「通い」、「訪問」、「宿泊」のいずれのサービスも利用していない月の  
（介護予防）小規模多機能型居宅介護費の算定について（通知）**

平素は、本市介護保険事業の円滑な推進に格段の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、小規模多機能型居宅介護費の算定は、「当該小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。」（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号 第2の5（1）））とされていますが、入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用しない月における小規模多機能型居宅介護費の算定の可否について、Q&Aでは「登録が継続しているなら算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じるのに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。」（「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A 小規模多機能型居宅介護 Q42（平成18年9月4日 厚生労働省老健局計画課 事務連絡）」）とされており、本市においても、入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用しない月における小規模多機能型居宅介護費の算定については、当該Q&Aに則り、事業所の判断を尊重し、請求不可とはしておりませんでした。

しかし、当該Q&Aに関し、横浜市が厚生労働省に照会したところ、「小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合、短期間の入院を除き、原則として入院時に登録は解除するべきであり、長期の入院となることがあらかじめ予見できたにもかかわらず登録を解除せず、介護報酬を請求した場合は、介護報酬は返還の対象となる。」との回答を得たため、同市では「月を通した入院が予見されたにもかかわらず登録を解除せず、介護報酬を請求した場合介護報酬は算定できない」（平成20年9月1日付け健介第664号）との取扱いを行っています。

本市としても当該厚生労働省の回答を踏まえ、サービス利用のない月の報酬算定について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

なお、本取扱いは平成26年4月1日以降において運用しますのでご留意下さい。また、当該取扱いについて貴事業所所属職員への周知も併せてお願いいたします。

## 記

1. 登録中の利用者が入院した場合、次の項目を確認し、記録すること。

- (1) 入院先
- (2) 入院(予定)期間
- (3) 利用者の意向
- (4) 確認日

2. 上記の確認時に、登録中の利用者が1ヶ月を通して入院することが予見される場合には、サービス提供がないにも関わらず利用者負担が生じていることに配慮し、基本的には一旦契約を終了すること。その際、利用者に対して、契約解除後に事業所が登録定員に達した場合は再契約できなくなるということについても説明すること。

なお、予め1ヶ月を通しての入院が予見されるにもかかわらず、登録を解除せず、介護報酬を請求した場合は、利用者が登録中であっても介護報酬は算定できない取扱いとする(返還対象)。

また、登録中の利用者が1ヶ月を通して入院することが予見できなかった場合においては、最初の1ヵ月に限り、介護報酬の算定を認めるが、2ヶ月目以降は、算定できないものとする。

なお、当該取扱いについては、入院に限らず、利用者都合による場合も同様とする。

以上

### お問い合わせ

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課  
事業者支援担当 鎌田

072-958-1111 内線1352

Fax 072-950-2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.lg.jp